応急仮設住宅の供与期間の延長について

- 大熊町、双葉町 避難指示が解除された区域は一部に限られ、帰還環境の整備や生活再建の見通しを つけるのに時間を要することから、引き続き、令和3年3月末まで1年間延長。 なお、令和3年4月以降の供与については、今後判断。
- 富岡町、浪江町の全域、葛尾村、飯舘村の帰還困難区域 昨年8月に本部会議で決定したとおり令和2年3月末で供与終了するが、公共事業の 工期等の関係により供与期間内に住居が確保できない特別の事情がある場合、対象者を 特定した上で令和3年3月末まで延長(特定延長)。

